

国立研究開発法人産業技術総合研究所業務方法書

制定	平成13年4月1日	13業務方法書第1号
一部改正	平成19年8月6日	19業務方法書第1号
一部改正	平成22年3月25日	21業務方法書第1号
一部改正	平成24年3月28日	23業務方法書第1号
一部改正	平成26年3月31日	25業務方法書第1号
一部改正	平成27年4月1日	27業務方法書第1号
一部改正	平成31年4月1日	31業務方法書第1号
一部改正	令和3年9月29日	令03業務方法書第1号
一部改正	令和4年10月11日	令04業務方法書第1号

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等（第3条－第12条）
- 第3章 地質の調査（第13条－第15条）
- 第4章 計量（第16条－第18条）
- 第5章 人材育成等（第19条）
- 第6章 出資等（第20条）
- 第6章の2 研究開発施設等の提供（第20条の2）
- 第7章 業務委託（第21条）
- 第8章 競争入札等の契約（第22条－第23条）
- 第9章 業務の適正を確保するための体制等（第24条－第41条）
- 第10章 情報公開、施設等の貸付及び規程の整備（第42条－第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 研究所は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務の総合的な実施並びにその成果の普及の業務の公共的重要性にかんがみ、業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

2 研究所は、業務の遂行にあたっては、関係する国の機関、独立行政法人を含む特別な法律により設立された法人及び地方公共団体その他の公的機関と緊密な連携及び協力を図るものとする。

第2章 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等

(鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等に関する業務)

第3条 研究所は、社会的要請に応えるため及び次世代の産業育成に資するため、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務（以下「研究及び開発等」という。）を実施する。

(研究及び開発等の受託)

第4条 研究所は、依頼に応じて、研究及び開発等の実施を受託することができる。

2 研究所は、前項の受託をしようとするときは、委託者とその受託に関する契約を締結するものとする。

3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 研究及び開発等の目的及び期間
- 二 研究及び開発等の概要
- 三 研究及び開発等の実施に係る経費
- 四 知的財産権の取扱い
- 五 その他必要な事項

(依頼試験等)

第5条 研究所は、依頼に応じて、研究及び開発等に係る試験、分析及び技術調査等（以下「依頼試験等」という。）を請負等により実施することができる。

2 研究所は、依頼試験等を実施するために、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 依頼試験等の実施のための基準
- 二 依頼試験等に係る経費の算定基準
- 三 依頼試験等に関する手続
- 四 その他必要な事項

(共同研究)

第6条 研究所は、他の者と共同して行う研究及び開発等（以下「共同研究」という。）を実施することができる。

- 2 研究所は、共同研究を行おうとするときは、その相手方と共同研究に関する契約を締結するものとする。
- 3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 共同研究の目的及び期間
 - 二 共同研究の概要
 - 三 共同研究に係る経費
 - 四 知的財産権の取扱い
 - 五 その他必要な事項

（技術研究組合を通じた研究及び開発等の実施等）

第7条 研究所は、技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に基づく技術研究組合（以下「研究組合」という。）の設立に参加し又は研究組合に加入し、研究及び開発等の実施及び当該研究組合の運営を行うことができる。

（技術指導）

第8条 研究所は、研究及び開発等に関し産業技術の向上及びその成果を普及するために、技術研修、技術相談及び客員の制度により技術的な指導（以下「技術指導」という。）を実施することができる。

- 2 研究所は、技術指導を実施するために、次の各号に掲げる事項を制度ごとに定めなければならない。
 - 一 技術指導の実施のための基準
 - 二 技術指導に係る経費の算定基準
 - 三 知的財産権の取扱い
 - 四 その他必要な事項
- 3 研究所は、技術指導を受けた者から適正な対価の支払を受けることができる。

（国際連携活動）

第9条 研究所は、外国の研究機関、大学及び企業等（以下「外国研究機関等」という。）と連携して、研究及び開発等のための協力を積極的に実施するものとし、また、外国研究機関等との間に必要な取決等を締結することができる。

（知的財産権の実施の許諾、譲渡等）

第10条 研究所は、研究及び開発等から得られた知的財産権の実施を許諾し、又

は譲渡すること等により、研究成果の実用化及び普及を効果的に推進する。

- 2 研究所は、前項の業務を実施するために、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 知的財産権の実施を許諾するための基準
 - 二 知的財産権の譲渡をするための基準
 - 三 その他必要な事項
- 3 研究所は、第1項の業務を実施するときは、適正な対価の支払を受けることができる。

(研究成果の普及)

- 第11条 研究所は、前条に掲げる知的財産権の実施の許諾、譲渡等によるほか、次の各号に掲げる方法により、研究及び開発等により得られた成果（以下「研究成果」という。）の普及を行う。
- 一 研究成果に関する発表会を開催すること。
 - 二 研究成果に関する報告書等を作成しこれを頒布すること。
 - 三 研究成果に関する講習会を開催すること。
 - 四 研究成果の展示を行うこと。
 - 五 研究成果を電子的に発信すること。
 - 六 その他研究成果に応じて適切な方法
- 2 研究所は、研究成果の普及を実施するときは、適正な対価の支払を受けることができる。
 - 3 研究所は、研究成果を普及するために、試料、標本、標準物質等を適正な価格によって頒布することができる。

(適合性検査業務)

- 第12条 研究所は、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第42条の2に基づき、経済産業大臣が必要があると認めるときは、同法第2条第2項に定める特定電気用品に係る適合性検査業務を行う。
- 2 研究所は、前項の業務を実施するときは、適正な対価の支払を受けることができる。

第3章 地質の調査

(地質の調査に関する業務)

- 第13条 研究所は、地質及び地下資源の調査並びにこれらに関連する業務を実施する。

(準用)

第14条 第4条から第11条までの規定は、地質の調査に関する業務について準用する。この場合において、第4条から第11条までの規定中「研究及び開発等」とあるのは「地質の調査に関する業務」と読み替えるものとする。

(地質の調査のための土地使用等の手続)

第15条 研究所は、地質の調査のために国有地又は公有地等（以下「国有地等」という。）へ立ち入り、国有地等を使用し、又は国有地等から試料を採取しようとする場合であって、それらのことについて許可等が必要となる場合には、その国有地等を管轄する機関から許可等を得るものとする。

2 研究所は、地質の調査のために私有地等へ立ち入り、私有地等を使用し、又は私有地等から試料を採取しようとする場合であって、それらのことについて同意が必要となる場合には、その私有地等の権利者から同意を得るものとする。

第4章 計量

(計量に関する業務)

第16条 研究所は、次の各号に掲げる計量に関する業務を実施する。

- 一 計量の標準の設定を行うこと。
 - 二 計量器の検定及び検査等を行うこと。
 - 三 計量器の研究及び開発を行うこと。
 - 四 計量に関する技術及び実務の教習を行うこと。
 - 五 第1号から第3号までに掲げる業務に関連する業務を行うこと。
- 2 研究所は、前項の業務のほか、計量法（平成4年法律第51号）第168条の3第1項に基づき、第148条第1項及び第2項の立入検査に係る業務を実施するものとする。

(校正、検定、検査、教習等の実施)

第17条 研究所は、計量法第166条及び同法第168条の2に規定する業務を実施するために、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 特定標準器による校正等、計量器の検定及び検査等並びに計量に関する技術及び実務の教習に係る申請の手続き
- 二 特定標準器による校正等、計量器の検定及び検査等並びに計量に関する技術及び実務の教習の実施の方法
- 三 特定標準器による校正等、計量器の検定及び検査等並びに計量に関する技術及び実務の教習に係る経費の算定基準

四 その他必要な事項

2 研究所は、前項の業務を実施するときは、適正な対価の支払いを受けることができる。

(準用)

第18条 第4条から第11条までの規定は、計量に関する業務について準用する。この場合において、第4条から第11条までの規定中「研究及び開発等」とあるのは「計量に関する業務」と読み替えるものとする。

第5章 人材育成等

(技術経営力の強化に寄与するための人材育成等)

第19条 研究所は、企業、大学等の研究者等を研究所の研究活動に従事させること、産業界との人材交流を行うこと等を通じて、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第2条第2項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材の養成、その資質の向上及び活用並びにこれらに関連する業務を実施する。

第6章 出資等

(出資並びに人的及び技術的援助)

第20条 研究所は、研究成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、研究成果に係る成果活用事業者及び研究所が他の者と行う共同研究の企画及びあっせん等により研究成果の活用を促進する者（以下「成果活用等支援法人」という。）に対する出資、人的及び技術的援助等に関する業務を実施する。

2 研究所は、前項の成果活用事業者及び成果活用等支援法人への出資に係る業務の実施に関し、それぞれ所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 外部有識者からなる委員会の設置、審議等に関する事項
- 二 出資業務に係る管理者、担当部署等の設置に関する事項
- 三 出資先の選定に係る審査項目、出資先との契約手続き等に関する事項
- 四 出資後の状況把握、所有株式の譲渡等の対応に関する事項
- 五 利益相反マネジメント体制の整備に関する事項
- 六 その他必要な事項

第6章の2 研究開発施設等の提供

(新たな事業活動を行う者への研究開発施設等の提供)

第20条の2 研究所は、第3条から前条までに規定する業務の遂行に支障のな

い範囲内で、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の12に規定する業務を実施する。

第7章 業務委託

(業務委託の基準)

第21条 研究所は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる業務については、その業務の実施を委託することができる。

- 2 研究所は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。
- 3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 委託の目的及び期間
 - 二 委託の概要
 - 三 委託に係る経費
 - 四 その他必要な事項

第8章 競争入札等の契約

(契約の方法)

第22条 競争入札等の契約の方法は、次のとおりとする。

- 一 次号又は第3号に該当する場合を除き、一般競争入札により契約を締結する。
- 二 次の各号の一に該当する場合には、指名競争入札により契約を締結する。
 - イ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争入札によることが適当でないと認められるとき。
 - ロ 一般競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき。
 - ハ 契約の予定価格が少額であるとき。
- 二 その他、業務運営上、指名競争入札によることが特に必要であると認められるとき。
- 三 次の各号の一に該当する場合には、随意契約により契約を締結する。
 - イ 契約の性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札によることが適当でないと認められるとき。
 - ロ 緊急の必要により一般競争入札及び指名競争入札により契約を締結することができないと認められるとき。
 - ハ 一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき。
 - ニ 契約の予定価格が一定額以下の少額であるとき。

- ホ 一般競争入札又は指名競争入札を行った場合において、入札者がないとき。
 - ヘ 一般競争入札又は指名競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がないとき。
 - ト その他、業務運営上、随意契約によることが特に必要であると認められるとき。
- 2 一般競争入札又は指名競争入札を行った場合の落札者は、次の各号に掲げる者とし、その落札者を契約の相手方とする。
- 一 研究所が対価等の支払人となるときは、最低価格の入札者
 - 二 研究所が対価等の受取人となるときは、最高価格の入札者
- 3 契約の性質又は目的から前項により難い契約については、同項にかかわらず、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(政府調達に関する協定の適用)

第23条 研究所は、政府調達に関する協定その他の国際約束及び関連法令の定めに則して、物品又は役務の調達契約を行うものとする。

第9章 業務の適正を確保するための体制等

(内部統制に関する基本方針)

第24条 研究所は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第25条 研究所は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 研究所は、役員、職員及び契約職員（以下「役職員等」という。）の倫理指針及び行動指針を定めなければならない。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第26条 研究所は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、経済産業大臣の承認によつて、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(理事会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第27条 研究所は、理事会の設置及び役員の分掌に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- 三 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- 四 本部・事業組織等会議の開催

(中長期計画等の策定に関する事項)

第28条 研究所は、中長期計画等（通則法第35条の5第1項に規定する中長期計画及び通則法第35条の8において読み替えて準用する通則法第31条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）の策定に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 中長期計画等の策定過程の整備
- 二 中長期計画等の進捗管理体制の整備

(中長期計画等の評価に関する事項)

第29条 研究所は、中長期計画等の評価に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 中長期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備及び評価活動の適切な運営
- 二 中長期計画等の進捗状況のモニタリング
- 三 自己評価書の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第30条 研究所は、内部統制の推進に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 役員を構成員とする内部統制に関する委員会等の設置
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 研究所における内部統制を推進する組織の指定及び推進責任者の指定
- 四 従たる事務所（本部組織を置く事務所を除く。）における内部統制推進責任者等の指定
- 五 内部統制を担当する役員、内部統制を推進する組織及び推進責任者間にお

ける報告会の実施

- 六 内部統制を担当する役員から内部統制委員会等への報告及び改善策の検討
- 七 内部統制を担当する役員と職員等との面談の実施
- 八 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 九 内部統制を推進する組織におけるモニタリング体制の運用
- 十 内部統制に関する研修会の実施
- 十一 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- 十二 反社会的勢力への対応方針等
- 十三 関係各部署の業務手順の作成（標準業務手順、マニュアル整備等）

（リスク評価及び対応に関する事項）

第31条 研究所は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 コンプライアンス推進委員会の設置
- 二 業務ごとの業務フローの認識及び明確化
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針及び体制
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

（情報システムの整備及び利用に関する事項）

第32条 研究所は、情報システムの整備及び利用に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 情報システムの整備に関する事項
 - イ 業務執行に係る意思決定プロセス及び経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - ロ 理事長の指示及び研究所の使命が確実に役職員等に伝達される仕組み（情報システム等）

ハ 危機管理、問題等の情報連絡体制の整備

二 情報システムの利用に関する事項

イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）

ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項

(1) 法人が保有するデータの所在情報の明示

(2) データへのアクセス権の設定

2 研究所は、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

（情報セキュリティの確保及び個人情報の保護に関する事項）

第33条 研究所は、情報セキュリティの確保及び個人情報の保護に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 情報セキュリティの確保に関する事項

イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

ロ 情報漏えいの防止

二 個人情報の保護に関する事項

イ 個人情報の保護に係る点検活動の実施

ロ 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知）の遵守

（監事及び監事監査に関する事項）

第34条 研究所は、監事及び監事監査に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 監事に関する事項

イ 監事監査に関する規程の整備に対する監事の関与

ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制

ハ 補助者の独立性に関すること

ニ 組織規程等における権限の明確化

ホ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

二 監事監査に関する事項

イ 監事監査に関する規程に基づく監査への協力

ロ 補助者への協力

ハ 監査結果に対する改善状況の報告

ニ 監査報告の経済産業大臣及び理事長への報告

三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

イ 監事の理事会等重要な会議への出席

ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

ハ 研究所の財産の状況を調査できる仕組み

ニ 監事と会計監査人との連携

ホ 監事と監査部門等との連携

ヘ 役職員等の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員等の応答義務

(内部監査に関する事項)

第35条 研究所は、業務手順に沿った公正かつ効率的な執行を確保するため、監査部門等を設置し、業務の執行状況について内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第36条 研究所は、内部通報及び外部通報に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

二 内部通報者及び外部通報者の保護

三 内部通報及び外部通報の処理を担当する理事及び理事長に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札及び契約に関する事項)

第37条 研究所は、入札及び契約に関し、所要の規程等を整備するものとする。

当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置

二 入札不調等により中長期計画等の達成が困難となる場合の対応方針

三 談合情報がある場合の緊急対応

四 契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立

五 隨意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第38条 研究所は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用

する仕組みを構築するものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第39条 研究所は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理に関する規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のインターネット等での公開に関し、所要の規程等を整備するものとする。

(職員等の人事及び懲戒に関する事項)

第40条 研究所は、職員等の人事管理について、次の各号に掲げる事項が適正に実施されることを確保するための体制整備を行うものとする。

- 一 業務の適正を確保するための定期的な人事異動
- 二 同一部署に長期在籍する者の存在把握
- 2 研究所は、職員等の懲戒の基準を示す規程を整備するものとする。

(研究開発業務に関する事項)

第41条 研究所は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 研究開発業務の評価に関する事項
 - イ 領域における研究評価体制の確立
 - ロ 研究予算の配分基準の明確化
- 二 研究開発業務における不正防止に関する事項
 - イ 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
 - ロ 研究費の適正管理
 - ハ 経費執行の内部けん制
 - ニ 論文ねつ造等研究不正の防止
 - ホ 研究成果の管理
 - ヘ 研究開発資金の管理状況把握

第10章 情報公開、施設等の貸付及び規程の整備

(情報の公開)

第42条 研究所は、第11条の規定に基づき行う研究成果の普及による情報公開のほか、研究所の業務に関する情報を適切に公開するものとする。

(施設等の貸付)

第43条 研究所は、業務の遂行に必要があると認めたとき又は第20条の2に規定する業務を実施するときは、研究所の施設又は設備の一部を貸し付けることができる。

2 研究所は、施設又は設備の一部を貸し付けた者から適正な対価の支払を受けることができる。

(規程の整備)

第44条 研究所は、第4条から第11条までの業務に関する規程を定めるとともに、その他業務の適正な実施に必要な規程を整備し、それらを公表するものとする。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可のあった日（平成13年4月1日）から施行する。

附 則（19業務方法書第1号・一部改正）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可のあった日（平成19年8月6日）から施行する。

附 則（21業務方法書第1号・一部改正）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可のあった日（平成22年3月25日）から施行する。

附 則（23業務方法書第1号・一部改正）

この業務方法書は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（25業務方法書第1号・一部改正）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可のあった日（平成26年3月31日）から施行する。

附 則（27業務方法書第1号・一部改正）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可のあった日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則（31業務方法書第1号・一部改正）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可のあった日（平成31年4月1日）から

施行する。

附 則（令03業務方法書第1号・一部改正）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可のあった日（令和3年9月29日）から施行する。

附 則（令04業務方法書第1号・一部改正）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可のあった日（令和4年10月11日）から施行する。